

## 不動産り災申告書記入要領

- 1の欄 り災物件と申告者等の関係は、あてはまるものを○で囲んで下さい。
- 2の欄 ① 建築、購入年月、金額の欄は、記録（帳簿や契約書など）によって明らかなものなのか、推定によるものかなど、あてはまるものを○で囲んで下さい。
- ② 金額の欄は、建物を取得した当時の土地の価格を除いた総金額を、円単位で記入して下さい。
- 3の欄 ① 取得後の経過の欄は、建物を取得してから、規模の大きな建物の修繕、改築又は増築があった場合に記入して下さい。
- ② 修繕した箇所、増築面積等の欄は、いつ、どこの部分をどのくらい（㎡）、修繕改築、増築し、いくら（金額）かかったのか記入して下さい。

	年 月 日	修繕した箇所	金 額
(例) 改築	平成3年5月	1階店舗部分	30㎡ 3,600,000円
(例) 増築	昭和58年7月	2階住宅部分	20㎡ 2,000,000円

- 4の欄 契約保険会社の正式名、契約期間、保険金額を記入して下さい。数社加入のある場合は、全て記入して下さい。
- 5の欄 ① 建物・収容物以外のり災状況の欄は、建物、収容物以外の庭木類、塀などがり災した場合に記入して下さい。
- ② り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んで下さい。
- (1) 焼：火災によって焼けたもの及び熱によって炭化、溶融又は破損したものなど
- (2) 爆：爆発により、壊れたものなど
- (3) 他：消火のために受けた水損、破損、汚損など  
火災により汚れたものなど  
運び出すときに壊れたものなど

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した建物1棟について1枚を使用して下さい。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して5日以内に提出して下さい。
- 4 火災によるり災証明書を発行する場合、この申告書が出ていると、早く発行することができます。
- 5 この申告書の不明な点につきましては、次の消防機関にお問い合わせ下さい。

市川市消防局 課  
市川市 消防署  
市川市 消防署 出張所  
電 話 ( )  
担当者